

変動型最低制限価格制度の導入について

本市では、平成 20 年 7 月 1 日以降に執行する競争入札から、実際の入札価格を基準として最低制限価格を設定する「変動型最低制限価格」制度を一部の入札に導入します。

1 変動型最低制限価格制度

この制度は、実際の入札価格に基づいて算出した額を最低制限価格に設定し、市場において変動する実勢価格を入札制度に反映することによって、公正な競争を阻害するおそれのある過度に低価な入札を排除するとともに自由な競争の促進を図り、もって競争入札の適正化と契約の内容に適合した履行の確保を目的としています。

2 対象入札等

対象入札：・建設工事及び製造の請負（予定価格が 130 万円を超えるもの）
・業務委託等（予定価格が 50 万円を超えるもの）

注）業務委託等の入札においては、原則として、すべての入札案件に最低制限価格（変動型）を設定し、建設工事及び製造の請負の入札においては、最低制限価格（変動型）又は低入札価格調査基準額のいずれかを設定します。設定状況は、入札公告又は指名通知書に明記しますので、記載内容をご確認ください。

最低制限価格等設定の有無：入札公告又は指名通知書に明記

適用時期：平成 20 年 7 月 1 日以降に執行する入札

3 最低制限価格の算定方法

算定方法は有効な入札¹の数により異なります。

(1) 有効な入札の数が「7」以上の場合

有効な入札の数に 10 分の 6 を乗じた額（1 未満の端数切り上げ）を求め、これを算定数²とする。

入札金額の低い順に で得た算定数分の入札の平均額を求める。

で得た平均額に 10 分の 8（業務委託等）又は 10 分の 9（建設工事及び製造の請負）を乗じた額を求め、これを最低制限価格（1 円未満の端数切り捨て）とする。

例 1) 有効な入札の数が「7」の場合

- 1) 算定数を求める $7 \times 0.6 = 4.2$ （1 未満の端数切り上げ）算定数は 5 である。
- 2) 平均額を求める 入札額の低い順に 5（算定数）番目までの入札の平均額を求める。
- 3) 最低制限価格を求める 平均額 $\times 0.8$ （業務委託等）又は 0.9 （建設工事及び製造の請負）、1 円未満の端数は切り捨てる。

(2) 有効な入札の数が「6」の場合

算定数を 5³とする。

3（1）と同じ

3（1）と同じ

例2) 有効な入札の数が「6」の場合

- 1) 算定数 = 5 (5番目と6番目の入札が同価格の場合の算定数は「6」)
- 2) 平均額を求める 入札額の低い順に5(算定数)番目までの入札の平均額(5番目と6番目の入札が同価格の場合は、すべての入札の平均額)を求める。
- 3) 最低制限価格を求める 例1と同じ

(3) 有効な入札の数が「2」から「5」の場合

- 有効な入札の数を算定数とする。
すべての入札の平均額を求める。
3(1)と同じ

例3) 有効な入札の数が「2」～「5」の場合

- 1) 算定数 有効な入札の数(2~5)
- 2) 平均額を求める すべての入札の平均額
- 3) 最低制限価格を求める 例1と同じ

(4) 有効な入札の数が「1」の場合

予定価格に3分の2を乗じて得た額を最低制限価格(1円未満の端数切り捨て)とする。

1 有効な入札とは、法令、規則及び公告で定める無効入札要件に該当しない入札、予定価格を超えない入札をいいます。

2 有効な入札の数が「7」以上の場合の算定数の具体例

有効入札数	算定数	有効入札数	算定数
7	5	12	8
8	5	13	8
9	6	14	9
10	6	15	9
11	7	16	10

算定数 = 有効入札数 × 0.6 (その値に1未満の端数がある場合は切り上げ)

ただし、算定数にあたる順位の入札に同価入札がある場合、当該同価入札すべてを算定数分の入札として取扱います。

3 算定数を5としますが、金額の低い順から5番目と6番目の入札額が同価である場合は、6番目の入札も算定数分に含めるため、すべての入札により平均額を求めます。

4 落札者等の決定

落札者：有効な入札をした者のなかで、最低制限価格以上の入札でかつ最低の価格をもって入札した者

最低価格者が2者以上いる場合は、くじ等の抽選により決定します。

最低制限価格を下回った入札をした者は当該入札において失格とします。

具体的な例については、別添の「算出例」をご参照ください。